

食料システム構築計画に係る承認規程

制定 令和 7 年 1 月 9 日付け 6 農産第 3739 号
改正 令和 7 年 11 月 20 日付け 7 農産第 3357 号
農林水産省農産局長通知

第 1 趣 旨

食料生産・供給の不安定化や労働力不足等の生産構造や国際環境の変化の中でも、需給ギャップの拡大が懸念される品目等の安定供給を確保するとともに、今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応していくためには、需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地が協働する中で、それぞれの能力を発揮して生産から流通に至るまでの課題解決に取り組み、新しい農業の姿の形成を促進していくことが重要である。

このため、本規程に基づき、新しい農業のモデルとなる事業に係る食料システム構築計画（以下「計画」という。）を承認することにより、第 6 の各号に掲げる補助事業が活用可能となり、多様な取組を後押しする。

第 2 計画の内容

計画は、生産構造等の変化の下での農産物の安定供給や新市場の獲得等に向けた一定の到達目標の実現を目的として、核となる事業者（以下「拠点事業者」という。）が次の三つの機能を具備・強化するための取組内容を明確化するとともに、拠点事業者とともに目標に向けて協働・連携する農業者・産地等（以下「連携者」という。）との実施体制を構築することにより、生産事業を実践するためのものである。

なお、原則、供給調整機能を有する施設（第 6 の各号に掲げる補助事業で定める穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設）、第 6 の各号に掲げる補助事業で整備する施設及び受益する生産者が都道府県をまたがる場合は「全国取組」、またがらない場合は「都道府県取組」とする。

1 生産安定・効率化機能

農業者が減少傾向にある中で、安定的な取扱い量を確保するための生産拠点地域・面積の拡大、農業用機械・施設の合理的配置・利用、農作業の分業・受託体制の構築、生産安定化・単収向上等のための技術の導入・定着、労働力の融通・省力化、農業生産を支援するサービスの活用等を行うことにより、連携者（拠点事業者が農業生産を行う場合にあっては、拠点事業者を含む。以下同じ。）の生産を安定化・効率化する機能。

2 供給調整機能

気象的要因等による生産量や出荷時期の変動が大きくなる傾向にある中で、実需者に対する供給の安定性を向上させるための加工・貯蔵施設や生産量を予測・調整するためのシステムの運営等を行うことにより、その変動を吸収し、実需者への供給を調整する機能。

3 実需者ニーズ対応機能

消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、加工適性、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者のニーズに的確に対応する機能。

第3 計画の承認手続

1 申請者の要件

計画の承認を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 申請者は、計画の主体となる拠点事業者（以下「主たる拠点事業者」という。）であること。
- (2) 計画に基づく事業を的確に実施できる能力及び体制を有する法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）であること。
- (3) 申請者及び計画に参画する法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。
- (4) 申請者は、計画に参画するいずれかの者が、供給調整機能を有する施設を備え、又は原則、計画初年度内に整備に着手することを予定していることを確実に確認していること。

2 計画の内容及び策定方法

- (1) 計画に参画する各拠点事業者は、原則、生産安定・効率化機能、供給調整機能又は実需者ニーズ対応機能のいずれかの機能の具備・強化に取り組むものとする。
- (2) 計画には、1以上の拠点事業者及び2以上の連携者が参画すること並びに1以上の拠点事業者の取組内容を記載することを必須とし、計画に参画する申請者以外の拠点事業者及び連携者並びに各参画者の取組内容を位置付ける。ただし、一つの食料システム構築計画に位置付けられる参画者数は、10主体程度とする。
- (3) 拠点事業者及び連携者になり得る者は、都道府県、市町村、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）、農業者、農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）等）、民間事業者とする。
- (4) 計画には、生産安定・効率化機能、供給調整機能及び実需者ニーズ対応機能の3つの機能について、一つの拠点事業者が単独で担うこと又は複数の拠点事業者で分担することより、原則、全ての機能の具備又は強化に関する取組内容を記載するものとする。
- (5) 計画に係る取組期間は3年以内とする。また、到達目標の目標年度は取組が終了する年度の翌々年度とする。
- (6) 申請者は、参画者の同意の下で計画を策定するものとする。

3 承認手続

- (1) 申請者は、全国の実施の場合、別紙様式第1号-1により計画を作成し、本社の所在地又は本計画で位置付けられる主たる供給調整機能を有する施設（計画初年度内に整備に着手する予定のものを含む。）の所在地の都道府県を管轄する地方農政局長、北海道農政事務局長又は内閣府沖縄総合事務局長（以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとし、都道府県の実施の場合は、別紙様式第1号-2により計画を作成し、原則、市町村長を経由し、都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出を受けた計画について、必要に応じて申請者に対してヒアリングを行い、事業趣旨に合致しているか並びに1に定める要件及び4に定める承認基準を満たしているかを確認し、別紙様式第1号-1により地方農政局等に提出するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(1) 及び (2) により提出を受けた計画について、必要に応じて申請者や都道府県に対してヒアリングを行い、事業趣旨に合致しているか並びに 1 に定める要件及び 4 に定める承認基準を満たしているかを審査した上で、全国の実組の場合は、申請者に対して、都道府県の実組の場合は、都道府県知事に対して審査結果等を通知するものとする。地方農政局長等から審査結果について通知を受けた都道府県知事は、原則、市町村長を経由し、申請者に対して通知するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3) により審査結果等を通知するときは、農産局長に協議するものとする。
- (5) 承認された計画は、到達目標の達成を阻害しない範囲内で取組内容等を変更することができるものとする。ただし、主たる拠点事業者の変更並びに到達目標の下方修正はできないものとする。

なお、以下に掲げる場合にあっては、(1) から (4) までに準じた手続を行うものとする。

ア 計画の廃止（ただし、第 6 の各号に掲げる補助事業を活用している場合は除く。）

イ 拠点事業者（主たる拠点事業者を除く。）又は連携者の変更

ウ 拠点事業者又は連携者が実施する施設整備等の以下の計画の変更

(ア) 事業実施主体

(イ) 事業内容

(ウ) 実施年度

(エ) 事業費の 30%を超える増減

4 承認基準

計画の承認は、以下の基準が満たされていることを確認して行うものとする。

- (1) 対象品目のニーズを的確に把握していること。
- (2) 以下に掲げるもののうちいずれか一つの実績を有する到達目標が掲げられていること。
- ① 計画に係る供給調整機能を有する施設における取扱数量、取扱金額又は対象生産面積のいずれかを 10%以上拡大
 - ② 総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を年平均 1 ポイント以上増加
 - ③ 総出荷量に占める加工・業務用向け出荷量の割合を年平均 3 ポイント以上増加
 - ④ 拠点事業者及び連携者における認定新規就農者数を 10%以上かつ 5 人以上増加
 - ⑤ 計画に係る供給調整機能を有する施設における有機農産物の取扱数量又は対象生産面積を 10%以上拡大
- (3) 拠点事業者が(複数の拠点事業者が計画に参画する場合にあっては、それらの拠点事業者が総体として)生産安定・効率化機能、供給調整機能及び実需者ニーズ対応機能の全てを具備することが見込まれ、かつ、一つ以上の機能について強化する計画を有していること。
- (4) 拠点事業者及び連携者の個々の取組が、到達目標の達成に必要な内容であること。また、到達目標に照らして過剰な取組内容となっていないこと。
- (5) 計画に基づく拠点事業者及び連携者の各機能の具備・強化により、より一層、申請者以外の生産者の生産活動の安定・効率化が図られることが見込まれる内容であること。
- (6) 各参画者は、取組内容に密接に関連する業務実績を有していること。
- (7) 関係する主たる地方公共団体（計画に係る施設整備地点や生産活動地域等のうち主たる地域の都道府県等）と指導・助言等に関する連携関係を有していること。
- (8) 一個人に受益がとどまるような計画でないこと。
- (9) 計画の対象となる品目については、第 6 の各号に掲げる補助事業の対象品目とする。

- (10) 過去に拠点事業者として実施した計画（協働事業計画に係る承認規程（令和2年1月21日付け元生産第1539号農林水産省生産局長通知）に基づく協働事業計画及び協働事業計画に基づき活用した補助事業を含む。）における到達目標及び活用した補助事業の目標が未達成でないこと。ただし、目標年度において到達目標及び活用した補助事業の目標が未達成であっても、申請前年度までに達成している場合は、この限りでない。

第4 計画の進捗管理

- 1 第3の3により計画の承認を受けた主たる拠点事業者は、計画の達成に向けた拠点事業者及び連携者の取組の実行、評価・検証及び改善（PDCA）を行い、目標達成のために計画を進めるものとする。
- 2 主たる拠点事業者は、計画の進捗状況について、全国を取組の場合は、計画初年度の翌年度から目標年度までの毎年度8月末までに（ただし、計画初年度に第6の各号に掲げる補助事業を繰越した場合は計画初年度の翌々年度からの報告とする。）、別紙様式第3号－1により実施状況報告を作成し、地方農政局長等を経由し農産局長に報告するものとし、都道府県を取組の場合は、計画初年度の翌年度から目標年度までの毎年度7月末までに（ただし、計画初年度に第6の各号に掲げる補助事業を繰越した場合は計画初年度の翌々年度からの報告とする。）、別紙様式第3号－2により実施状況報告を作成し、原則、市町村長を経由し、都道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県を取組の場合、都道府県知事は、2により受けた報告について、必要に応じて申請者に対してヒアリングを行い、内容を確認し、別紙様式第3号－1により2の報告がされた年度の8月末までに地方農政局長等を経由して農産局長に提出するものとする。また、計画の進捗状況が芳しくなく到達目標の達成が困難と判断した場合は、主たる拠点事業者に対し必要な助言を行うものとする。
- 4 主たる拠点事業者は、農産局長、地方農政局長等又は都道府県知事から事業の実施状況等について求めがあった場合は、ヒアリング等に応じなければならない。
- 5 農産局長又は地方農政局長等は、計画の進捗状況が芳しくなく到達目標の達成が困難と判断した場合は、主たる拠点事業者又は都道府県知事に対し必要な助言を行うものとする。

第5 計画の評価

- 1 主たる拠点事業者は、計画の目標年度の翌年度において、計画に定められた目標年度の到達目標の達成状況について、自ら評価を行い、全国を取組の場合は別紙様式第3号－1、都道府県を取組の場合は別紙様式第3号－2により評価報告を作成し、その結果について第6の各号に掲げる補助事業で実施した取組の評価と併せて評価を行うものとする。
- 2 評価の手続については、活用した補助事業の交付等要綱等に準じる。ただし、全国を取組の計画において、食料システム構築計画の審査者と食料システム構築計画に基づき活用した補助事業の審査者が異なる場合、食料システム構築計画については第3の3により承認をした地方農政局等が評価を行い、活用した補助事業の評価は補助事業の採択を行った地方農政局等が評価を行うものとする。
- 3 地方農政局長等又は都道府県知事は、2により点検評価を実施した結果、計画の取組が不十分であると判断される場合は、別紙様式第5号－1又は第5号－2に定める改善計画を提出させるとともに、到達目標の達成が見込まれるまでの間、改善状況を報告させ、強力に指導するものとする。
- 4 地方農政局長等及び都道府県知事は、第5の3の規定に基づき改善措置を講じた場合、評価報告をする場合は、改善措置内容について併せて報告するものとする。

第6 計画に対する支援

拠点事業者及び連携者が、第3の3により承認を受けた計画に基づく取組を進めるに当たっては、以下の国の補助事業を活用することができる。

- 1 産地生産基盤パワーアップ事業（新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援）
- 2 強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）

第7 その他

拠点事業者及び連携者は、計画に基づく事業が、新しい農業のモデルとなる事業の形成を促進するための取組であることに鑑み、他の事業者等による視察等について極力受け入れるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和7年1月9日から施行する。
- 2 この通知の制定までに協働事業計画に係る承認規程（令和2年1月21日付け元生産第1539号農林水産省生産局長通知）に基づき実施している協働事業計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和7年11月20日から施行する。
- 2 この改正の施行に伴い、協働事業計画に係る承認規程（令和2年1月21日付け元生産第1539号農林水産省生産局長通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の協働事業計画に係る承認規程に基づく協働事業計画については、なお従前の例による。ただし、協働事業計画の進捗管理及び評価については、この通知の第4及び第5に定めるところによる。
- 4 この改正による改正前の承認規程及び様式による申請の取扱いについては、なお従前の例によることができる。ただし、進捗管理及び評価については、この通知の第4及び第5に定めるところによる。
- 5 この改正による改正後の承認規程及び様式にかかわらず、当分の間は、改正前の規定の様式による申請を行うことができる。

別紙様式第1号－1

年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

(申請者)
名 称
代表者職名
代表者氏名
〔 都道府県にあつては、都道府県知事 〕

食料システム構築計画の（変更）承認申請について

食料システム構築計画を、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

（注）別紙様式第2号により、食料システム構築計画を作成するものとする。

別紙様式第1号－2

年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

（申請者）
名 称
代表者職名
代表者氏名

食料システム構築計画の（変更）承認申請について

食料システム構築計画を、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

（注）別紙様式第2号により、食料システム構築計画を作成するものとする。

別紙様式第2号

受付番号	
年 度	
分 類	

※記入しない

食料システム構築計画承認申請書

1. 基本情報

(1) 申請者（主たる拠点事業者）

名称（ふりがな）		※（法人・団体・個人・その他） いずれかに○をつけてください	
代表者 役職・氏名（ふりがな）			
担当者 役職・氏名（ふりがな）			
所在地			
電話 番号		F A X	
E-mail、HPアドレス			
実績 ※・設立年（就農年） ・事業内容（栽培内容） ・所有施設【処理量〇〇 t／年】、所有機械 ・取扱（栽培）品目、量 ・主な取引先 等、活動実績について記載。 ※定款（規約）、直近３ヶ年の経営状況（経営収支）がある場合は、添付してください。			

(2) その他の拠点事業者

(参画者が複数名の場合は、適宜行を追加してください)

名称（ふりがな）		※（法人・団体・個人・その他） いずれかに○をつけてください。	
所在地			
電話 番号		F A X	
E-mail、HPアドレス			
実績 ※・設立年（就農年） ・事業内容（栽培内容） ・所有施設【処理量〇〇 t／年】、所有機械 ・取扱（栽培）品目、量 ・主な取引先 等、活動実績について記載。			

※参画者との合意が確認できるもの（総会等の議事録等）を添付してください。

※定款（規約）、直近3ヶ年の経営状況（経営収支）がある場合は、添付。

(3) 連携者

(※参画者が複数名の場合は、適宜行を追加してください)

名称（ふりがな）		※（法人・団体・個人・その他） いずれかに○をつけてください。	
所在地			
電話 番号		F A X	
E-mail、HPアドレス			
実績 ※ ・設立年（就農年） ・事業内容（栽培内容） ・所有施設【処理量〇〇 t／年】、所有機械 ・取扱（栽培）品目、量 ・主な取引先 等、活動実績について記載。			

※参画者との合意が確認できるもの（総会等の議事録等）を添付してください。

※定款（規約）、直近3ヶ年の経営状況（経営収支）がある場合は、添付。

2 取組連携体制図（必須）

--

※別添資料での提出も可。

3 到達目標（必須）

【目標名】

※目標は、以下のいずれか一つを選択。

- ①計画に係る供給調整機能を有する施設における取扱数量、取扱金額、生産面積のいずれかについて現状から10%以上向上
- ②総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を年平均1ポイント以上増加
- ③総出荷量に占める加工・業務用向け出荷量の割合を年平均3ポイント以上増加
- ④拠点事業者及び連携者における認定新規就農者数を10%以上かつ5人以上増加
- ⑤計画に係る供給調整機能を有する施設における有機農産物の取扱数量又は生産面積を10%以上拡大

【目標年度】

※目標とする時期は、食料システム構築計画終了後の翌々年度としてください。

（例：事業計画がR7～9の場合は、目標年度はR11となります）

【現状及び目標数値】

※数値目標の記載例

目標年度の輸出取扱額（○年度） ○億円（○%増）

現状の輸出取扱額（○年度） ○億円

※品目・年次ごとの内訳も記載してください。

※目標設定にかかる根拠資料を添付してください。

4 対象品目とそのニーズに関する分析（必須）

※客観的、定量的なデータを記載してください。

5 拠点事業者と連携者が協働で安定的な生産・供給に取り組むに当たっての現状と課題 （※拠点事業者及び連携者が実施している3つの機能について記載が必須）

（1）生産安定・効率化機能 生産面積、生産量など定量的なデータも記載してください。 （2）供給調整機能 加工処理能力、貯蔵能力など定量的なデータも記載してください。
--

(3) 実需者ニーズ対応機能

4の分析からより本計画の具体的な取組について記載してください。

(4) その他

※データ情報の収集方法を記載してください

6 実施する取組内容（※1つ以上の機能の具備・強化が必須）

(1) 生産安定・効率化機能

生産面積、生産量など定量的なデータも記載してください。

(2) 供給調整機能

加工処理能力、貯蔵能力など定量的なデータも記載してください。

(3) 実需者ニーズ対応機能

(4) その他

※本取組により、「5 現状と課題」がどのように解決されるか記載してください。

7 食料システム構築計画（3年以内）（必須）

(1) 事業年別の事業計画

※別添資料での提出も可。補助事業の活用有無に関わらず記載。

(例)	○年度	○年度	○年度
① 生産安定・効率化機能 事業主体：○○ファーム	内容：生産・加工等の体制構築支援 ・○○研修 ・△△調査 目的・効果：対象品目の生産の拡大（○ha）		
② 供給調整機能 事業主体：			
③ 実需者ニーズ対応機能 事業主体：			
④ 連携者の取組 事業主体：			

(2) 補助事業等の活用見込み(※国及び地方公共団体の事業又は自己資金)

※7(1)の事業計画に対応して記載

ア ハード事業活用計画(3年以内)

事業実施主体	事業内容	受益戸数・面積 (事業申請時)	予定実施年度	事業費(千円) (税別)	事業名

※7(1)の事業計画に対応して記載

イ ソフト事業活用計画(3年以内)

事業実施主体	事業内容	受益戸数・面積 (事業申請時)	予定実施年度	事業費(千円) (税別)	事業名

※7(1)の事業計画に対応して記載

8 生産者・産地の生産活動の安定・効率化に資する効果(必須)

※7の取組が生産活動にどのような効果をもたらすか定量的に記載してください。

9 他の事業者・地域への波及効果(必須)

※計画のうち、特にモデル性、他者による応用性がある点について記載

10 都道府県等地方公共団体との連携体制(必須)

※地方公共団体は、部署名・連絡先まで記載してください。

※計画に係る施設整備地点、主たる生産活動地域等の都道府県等地方公共団体との連携関係について記載

1 1 P R 資料（必須）

別紙様式第 2 号－ 1

目標年度の展望

- ・目標とする姿を記載
- ・目標値を記載

①生産安定・効率化機能の取組

拠点事業者：〇〇〇

対象産地：〇〇〇

取組内容：課題についての対策取組を記載
各機能との連携についても記載

連携者：〇〇〇

連携者の取組：

現状と課題

・現状には、3つの機能ごとに現状と課題を記載。

①生産安定・効率化機能

〇〇産地で△△の栽培を実施しているが、〇月の出荷が不安定。

②供給調整機能

〇〇産地から△△を加工施設で□□に加工している。〇〇の問題があるため、供給が不安定。

③実需者ニーズ対応機能

〇〇施設から消費地への輸送において、物流コストの問題がある。

②供給調整機能の取組

拠点事業者：〇〇〇

拠点施設：〇〇〇（整備する場合は、事業規模を記載）

取組内容：課題についての対策取組を記載
各機能との連携についても記載

連携者：〇〇〇

連携者の取組：

実施体制

コンソーシアム

〇〇民間事業者
（代表者）〇〇農業者
〇〇JA
〇〇法人

〇〇民間事業者

連携□□産地、□□県、□□金融

③実需者ニーズ対応機能の取組

拠点事業者：〇〇〇

取組内容：課題についての対策取組を記載
各機能との連携についても記載

連携者：〇〇〇

連携者の取組：

別紙様式第3号－1

年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

名 称
代表者職名
代表者氏名
〔 都道府県にあつては、都道府県知事 〕

食料システム構築計画の実施状況報告（兼評価報告）について

食料システム構築計画に係る承認規程第4（及び第5）の規定に基づき、
別添のとおり関係書類を添えて提出します。

（注）別紙様式第4号により、実施状況報告（兼評価報告）を作成するもの
とする。

（注）改善措置を講じた場合は、改善措置内容についてもあわせて報告する
こと。

別紙様式第3号－2

年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

名 称
代表者職名
代表者氏名

食料システム構築計画の実施状況報告（兼評価報告）について

食料システム構築計画に係る承認規程第4（及び第5）の規定に基づき、
別添のとおり関係書類を添えて提出します。

- （注）別紙様式第4号により、実施状況報告（兼評価報告）を作成するものとする。
- （注）改善措置を講じた場合は、改善措置内容についてもあわせて報告すること。

別紙様式第4号

受付番号	
年 度	
分 類	

※記入しない

食料システム構築計画実施状況報告（評価報告）

1. 基本情報

（1）申請者（主たる拠点事業者）

法人名（ふりがな）			
代表者 役職・氏名（ふりがな）			
担当者 役職・氏名（ふりがな）			
電話 番号		F A X	
E-mail			

（2）その他の拠点事業者

（※参画者が複数名の場合は、適宜行を追加してください）

名称（ふりがな）

（3）連携者

（※参画者が複数名の場合は、適宜行を追加してください）

名称（ふりがな）

2. 到達目標

(1) 目標名：○○○

目標年度：○○

(2) 達成率：○○○% (※100%以上の場合は100%、0%未満の場合は0%とする)

【1年目】

・目標値(○○年) ○○ t、円、ha

・実績値(○○年) ○○ t、円、ha

【2年目、3年目、4年目、5年目】

(3) 輸出向け取組 (※目標を設定している場合のみ)

【1年目、2年目、3年目、4年目、5年目】

3. 取組実績

(1) 生産安定・効率化機能

【1年目○○年度】

【2年目○○年度】

【3年目○○年度】 ※計画期間が1年間の場合の終了年度

【4年目○○年度】 ※計画期間が2年間の場合の終了年度

【5年目○○年度】 ※計画期間が3年間の場合の終了年度

(2) 供給調整機能

【1年目○○年度】

【2年目○○年度】

【3年目○○年度】 ※計画期間が1年間の場合の終了年度

【4年目○○年度】 ※計画期間が2年間の場合の終了年度

【5年目〇〇年度】※計画期間が3年間の場合の終了年度

(3) 実需者ニーズ対応機能

【1年目〇〇年度】

【2年目〇〇年度】

【3年目〇〇年度】※計画期間が1年間の場合の終了年度

【4年目〇〇年度】※計画期間が2年間の場合の終了年度

【5年目〇〇年度】※計画期間が3年間の場合の終了年度

(4) その他

4 事業実績

ア ハード事業活用実績

事業実施主体	事業内容	実施年度	事業費（千円）	国費（千円）	事業名

イ ソフト事業活用実績

事業実施主体	事業内容	実施年度	事業費（千円）	国費（千円）	事業名

5 生産者・産地の生産活動の安定・効率化に資する効果（※評価時のみ記入）

6 他の事業者・地域への波及効果（※評価時のみ記入）

7 都道府県等地方公共団体との連携体制（※評価時のみ記入）

※部署名・連絡先まで記載すること

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

食料システム構築計画に関する改善計画について

〇〇年から〇〇年までの間に実施した食料システム構築計画の到達目標の達成等が
図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1. 計画の経過

(取組期間において①生産安定・効率化機能、②供給調整機能、③実需者ニーズ対応機
能を具備・強化するために実施した内容について、簡潔に記載すること。)

2. 到達目標及び達成率

到達目標	目標 (〇年)	実績 (〇年)	達成率

注1 目標欄は、当初計画の目標を記載すること。
注2 実績欄は、評価年度又は改善計画による再評価年度の実績を記載すること。

3. 到達目標が未達成となった理由

4. 改善方策

（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め、3つの機能別に具体的に記述すること。）

（1）生産安定・効率化機能

（2）供給調整機能

（3）実需者ニーズ対応機能

5. 改善計画を実施するための推進体制

（目標達成に向けた拠点事業者及び連携者等の役割分担等を記載すること。）

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

食料システム構築計画に関する改善計画について

〇〇年から〇〇年までの間に実施した食料システム構築計画の到達目標の達成等が
図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1. 計画の経過

（取組期間において①生産安定・効率化機能、②供給調整機能、③実需者ニーズ対応機
能を具備・強化するために実施した内容について、簡潔に記載すること。）

2. 到達目標及び達成率

到達目標	目標 (〇年)	実績 (〇年)	達成率

注1 目標欄は、当初計画の目標を記載すること。
注2 実績欄は、評価年度又は改善計画による再評価年度の実績を記載すること。

3. 到達目標が未達成となった理由

4. 改善方策

（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め、3つの機能別に具体的に記述すること。）

（1）生産安定・効率化機能

（2）供給調整機能

（3）実需者ニーズ対応機能

5. 改善計画を実施するための推進体制

（目標達成に向けた拠点事業者及び連携者等の役割分担等を記載すること。）